

## 国立大学法人滋賀大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）

### 2 内 容

#### 【目標1】

計画期間中に男性の育児休業の取得率を50%以上とする。

#### 【対 策】

育児と仕事の両立支援のため、利用できる休暇、休業等の各種制度及び育児休業中の経済的援助等について学内ホームページ等を活用し、情報提供を積極的に行い、取得率を向上させる。また、育児休業を取得しやすい環境を整えるため、管理職に対して子育てに入る職員とのコミュニケーションの方法や育児休業の取得前後における所属内の業務調整等、マネジメントに関する研修を行う。

#### 【目標2】

裁量労働制適用職員を除くフルタイム労働者一人当たりの所定外労働時間の合計時間数を、年平均で月20時間以内に抑制する。

#### 【対 策】

さらなる業務の簡素化に向けた見直し、管理職による積極的な定時退勤の指導、職員の所定外労働時間への意識啓発等の取組みを継続的に実施し、所定外労働時間の削減を図る。また、業務の効率化に向けた管理職のマネジメント強化を図るとともに、職員の勤務状況の的確な把握、縮減目標の設定等、勤務時間管理の徹底を図る。